

附図－ 7

水防法第49条第 2 項の規定による証票

(表)

第	号
水防法第49条第 2 項の規定による証票	
所 属	
職 名	
氏 名	
年	月 日交付
富山県知事	
印	

(裏)

水防法（抜すい）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。